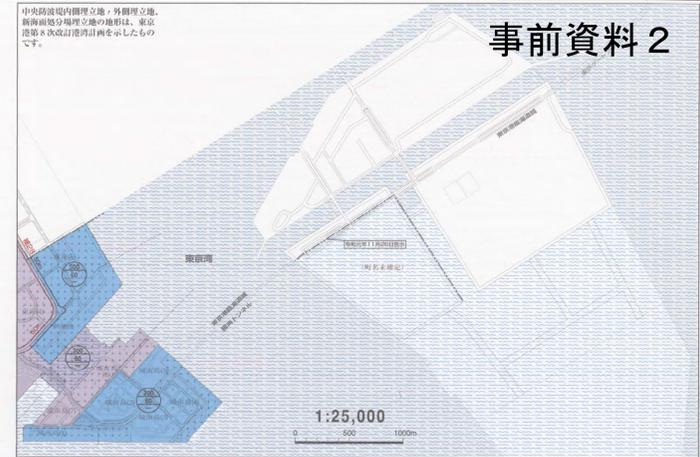




東京都計画特別工業地区 総括図
 東京都計画文教地区 総括図
 東京都計画特別業務地区 総括図
 (大田区決定)



凡 例	
用途地域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
容積率	容積率(%)
	建ぺい率(%)
	高度地区
高度地区	第1種高度地区
	第2種高度地区
	第3種高度地区
	最低限高度地区(7m)
防火関係	防火地域
	準防火地域
特別業務地区	特別業務地区
	新たな防火規制区域
臨港地区	東京臨港地区
	特別緑地保全地区
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区
	南部流通業務地区
生産緑地地区	生産緑地地区
	高度利用地区
市街化調整区域	市街化調整区域
	東京都計画道路

日影規制時間	
3:2	(第1種・第2種低層住居専用)
4:2.5	用地域内は測定面の高さ1.5m、他は4.0m
5:3	
3:2	4:2.5
5:3	

注) 1. 第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの限度は、10mです。
 2. 地域地区の指定が路線式の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(計画道路がある場合は計画道路)境界から20mです。

路線式図	
100m	計画線
100m	計画線

※本図は概略図です。都市計画道路の詳細については、各担当部署にお問い合わせ下さい。

